

新型コロナウイルスが発生してから早2年が経とうとしています。

昨年はワクチンの接種が進むなど、わずかながら明るい兆しも見え始めました。人類が過去に起こった感染症を克服してきた歴史的経緯や、科学の飛躍的な進歩を踏まえると、新型コロナウイルスはどこかの時点で収束をするのでしょうか。

ただ、収束がいつなのか、収束した後のどのような世界が広がっているのかは誰にも分からない状況です。

まだまだ先行きの見えない日々の中で、私たちがコントロールできることは限られています。私たちができることの中には大切なことがたくさんあります。

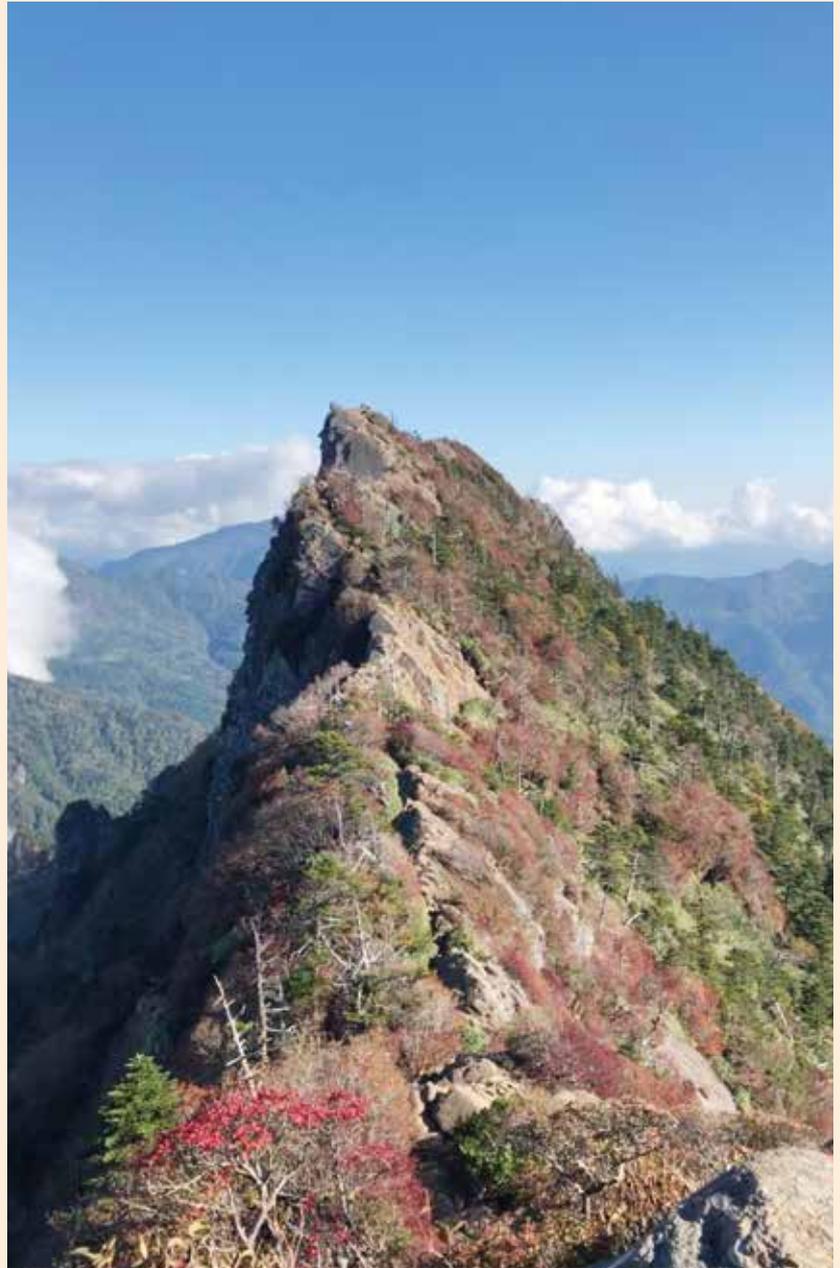
例えば、正しい情報を的確にとらえること、主体的に考え判断して行動することを意識することも大切です。また、医療分野をはじめ、各分野で引き続きご尽力されている方々、自分自身を周囲で支えてくださっている方々への感謝の気持ちを持ち続けることも大切です。

「アフターコロナ」の世界をより良いものにするために、一人一人が責任感と他者へ思いやりをもって行動することを改めて意識したいところです。

弊所においては、新たに定めた7の行動目標(本ニュースレター3ページをご参照ください。)を意識し、刻一刻と変化する外部環境に柔軟に対応し、より一層質の高いリーガルサービスを提供してまいります。

本年もまた、一昨年、昨年に引き続いて対策に追われる一年になるかと思いますが、皆さまにおかれましては、ご自身とご家族、また周囲の大切な方々を守りながら健やかな日々を過ごされることをお祈り申し上げます。

あけまして  
おめでとうございます



石鎚山山頂から天狗岳を望む 撮影者：津田浩克

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 齊藤優摩

弁護士 黒田祐史

弁護士 室谷悠子

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

弁護士 池田健人

弁護士 中江友紀

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 和田知彦／事務局一同

# 民法の成年年齢引下げが 施行されます

弁護士 岩本 朗

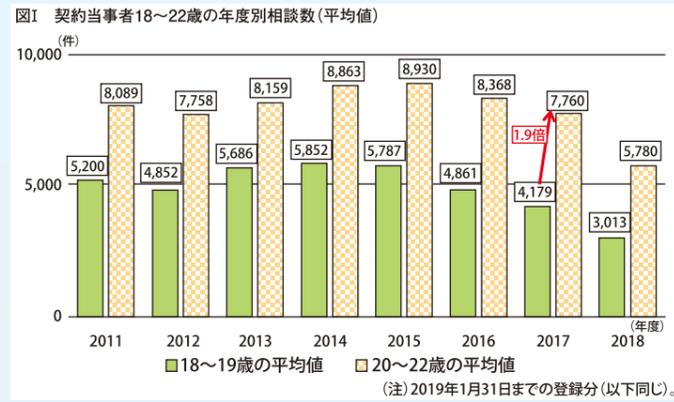
民法で定める成年年齢はこれまで満20歳とされてきましたが、2022年(令和4年)4月1日より、これが満18歳に引き下げられます。これに伴い、同日時点で18歳及び19歳である人は、同日から成年として取り扱われることとなります(実は、私の息子がそれに該当します)。

民法の成年年齢を引き下げる民法改正が行われるきっかけは、2015年(平成27年)成立の公職選挙法により、選挙権が認められる年齢が18歳に引き下げられた際に、民法その他の法令についても検討を加えて必要な措置をとる、とされたことでした。これをふまえて、2018年(平成30年)6月に改正民法が成立し、来年施行されることが決まったという経緯です。

成年年齢が引き下げられたことによって何が変わるのか。民法上、未成年者が親権者等の法定代理人の同意を得ずに行った契約等の法律行為は、取り消すことができるとされています(民法5条2項)。この未成年者取消権は、社会的な経験や判断能力が十分でない未成年者を保護するための規定ですが、この規定の適用がこれまでの20歳から18歳に引き下げられることとなります。

我が国の高校進学率は、令和元年度の統計で98.8パーセントを超えています。そうすると、今後、高校在学中、主に高校3年生の時代に多くの子どもたちが成年に達することになります。

高校3年生であっても、18歳の成年になれば、未成年者取消権による保護は無くなり、単独で各種の契約を結ぶことができるようになります。例えば携帯電話の契約等を単独で



独立行政法人国民生活センター作成「成年年齢引下げに向けた消費生活センターの対応に関する現況調査報告書」より抜粋

できるのは便利になると感じるかもしれませんが、契約はそのようなものばかりではありません。高額な商品を分割払で購入したり、エステの契約をしたり、マルチ商法や投資商法の契約をすることも自由に行うことができるようになります。国民生活センターに寄せられる消費者被害の相談の年代別統計では、18歳・19歳の若者と20歳・21歳の若者を比較した場合、相談件数が(年によりますが)1.4倍から1.9倍になっています。つまり、未成年者取消権が行使できなくなることによって、消費者被害は急増するのです。

このような実情から、弁護士会は、民法の成年年齢引き下げについて慎重な立場をとってきました。民法改正を行うにあたり、政府は、消費者被害を防止するための消費者教育の拡充を行うなどとしていましたが、現状、新たに成年となる18歳、19歳に対して、これらの教育が十分になされているとは到底思えません。

18歳、19歳の若者が、私たちの社会の担い手として新しく成人の仲間入りをするには、もちろんプラスの面があると思います。しかし、彼ら・彼女たちは社会経験が乏しく、判断能力は未熟です。私たち大人には、これからも、若者たちの成長・自立を社会全体で支援していくような取り組みを行っていく責任があると思います。

のイメージとして「青い海」が使われていることです。実際は海岸線にコンクリート構造物が作られていき、砂浜は年を追うごとに縮小していますし、海岸線は開発が進んでいます。ここ数年で海辺の土地はどんどん売られています。海岸線の建築は規制されておらず、海岸線の山を切り崩してホテルを建てたり、砂浜の上にコンクリートを打設してヴィラがつくられたりと、自然を保護するような規制がないまま開発が進んでいます。



日本政府「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産一覧表記載推薦書 付属資料」より抜粋

# 弁護士法人あすなろの理念と行動目標

弁護士 岩本 朗

私たちの事務所は、津田浩克及び池田直樹が2003年5月に事務所を創設して以来、「結ぶ」、「創る」、「育む」という3つの理念を掲げて今日まで歩んできました。

この理念について、事務所のホームページでは、以下のように敷衍して説明しています。

## 「結ぶ」

ピンチのときはもとより、皆様の人生や経営の日常的なパートナーとして末永くお力になることができ、必要に応じて他分野の専門家もご紹介できる、人的ネットワークを形成します。

## 「創る」

持続可能な社会や組織づくりを目標に、より質の高い紛争解決に励み、紛争予防や人財育成の仕組みづくりなど、法的サービスプラスアルファの新たな価値を創造します。

## 「育む」

豊かな自然環境のもとで未来の子どもたちが生き生きと成長できる社会づくりを目標に、次世代の法律家や新しい価値づくりにチャレンジする起業家の支援を行います。

ところで、私たちの事務所は、2010年5月に弁護士法人化を行い、その後若手弁護士を順次パートナーに加え、将来に向けて世代交代を図る時期を迎えています。このような時期にあたり、3つの理念に基づき、弁護士及び事務職

員を含む全所員が、具体的にどのような行動をしていくのか、行動目標を定めることにしました。行動目標は、依頼者や顧問先の皆様を含め、私たちがお付き合いさせていただいている皆様に対する対外的な行動目標であると同時に、所内での行動目標として決めました。現時点では実践が必ずしも十分でないものも含まれておりますが、単に目標として掲げるだけでなく、着実に実践実行していく所存です。私たちの今後の活動にどうかご期待下さい。また、不十分な点については遠慮なくご指摘・ご指導いただきますようお願い申し上げます。

## 弁護士法人あすなろ 行動目標

- 1 依頼者のために、知恵を振り絞り、熱心かつ親身に行動しよう
- 2 研鑽を積み重ねて、高い専門性と高い倫理性を身につけよう
- 3 市民、事業者、各種専門家・団体等とのネットワークを広げていこう
- 4 持続可能な社会の実現のために、全ての所員が積極的に行動しよう
- 5 次世代の法律家の育成のために、司法修習や法科大学院を積極的に支援しよう
- 6 全ての所員がお互いを支え合って、自己実現を図っていこう
- 7 次世代を育てて、未来への責任を果たそう

## 奄美あすなろだより

### 「世界自然遺産の島」と

未来の奄美

弁護士 和田 知彦

世界自然遺産登録が決まって以降、奄美大島は「世界自然遺産の島」になったという言い方をされるようになりました。

しかし、実際は奄美大島の中で世界自然遺産の推薦地域とされているのは、地図で言うと濃い緑の部分だけです。奄美大島の一部だけですし、海に至っては全く対象になっていないのです。問題なのは、海は全く世界自然遺産との関係で対象になっていないのに、奄美の世界自然遺産

ことが待っていると思います。

地域の振興や発展と自然の保護の両立というのは非常に難しい問題です。少なくとも、「世界自然遺産の島」のキャッチフレーズで守れるものではありません。奄美を訪れたり、奄美に移住する人は、奄美の自然に惹かれて来るわけですから、奄美の自然を壊してしまっては意味が無いはず。今後は、本当に中身のある政策とその実行が必要になるのではないのでしょうか。





弁護士  
津田 浩克

## 山上の紅葉(四国の高峰 石鎚山／剣山)

**以**前豪雨で断念した山々に、昨年10月中旬に行ってきました。石鎚山頂上山荘から紅葉に彩られた天狗岳を望み／夕焼けに染まる地平線を眺め／天上の星々に抱かれて眠り／雲海のなかを昇る御来光に礼拝 今ここに在ることの不思議さと大自然の偉大さを実感しました。翌日の剣山は、一転霧雨と強風。視野は足元に限られ黙々と歩き続けましたが、一足登る毎に苔むす

岩肌や斜面を覆い尽くす黄色や紅色の絨毯が現れては消え、消えては現れ、自然の美術館に居るような幸福な時間を過ごすことができました。悴んだ手を山頂付近の小屋で飲む温かいカップでほぐしつつ、次の山行計画に花を咲かせました。  
今年は、さてどの山に行こうか？ 思案する新春です。



弁護士  
池田 直樹

## 祖父と晩食う日々

**娘**が出産した初孫を連れて帰ってきていた。まだ3～4時間おきの授乳。ホモ・サピエンス繁栄の源泉、バーバ・パワー全開である。割を食らったのは「オギャー」とも「おかあ」ともなかなか犬のモモと私。「アッ、タベ餌やった？」が何度も(犬のことです、念のため)。「インフル注射予約したよ」はニュー・ジージではなく乳児を心配するためである。それでも赤ん坊の「一時預かり」と買い物荷物の運びくらはする。そうそう、最後に金を支払うのは私だ。おかげでコロナが山を越えても外食生活に戻っていない。夕食は娘や孫が「祖父と晩食う」とともに、財源は「祖父のバンク」の日々が続く。それもそのはず。我が家を今支配しているのは、孫(の)正義だからである。



弁護士  
齊藤 優摩

## 星蜂雀

**最**近、家の近くで、星蜂雀(ホシホウジャク)を見かけました。漢字だけ見ると、「鳥」や麻雀の役のようですが、星蜂雀は、ハチドリと同じようにホバリングをしながら、ストローのような口で花の蜜を吸う「虫」です。

最初見たときは、「蜂」に見えて少し驚きましたが、よく見ると、蜂とは違い、羽を高速で羽ばたかせてホバリングしながら、せわしなく花の蜜を吸っており、調べると、どうやらそこまで珍しい虫ではなく、日本ではほとんどの地域で生息しているようですが、私自身は初めて見ました。

また、これも調べてわかりましたが、星蜂雀はあくまで「蛾」のようです。見た目にはそうは見えませんでしたので、少し残念になりましたが、また来年もいるかぐらいは確認してみようと思います。



弁護士  
和田 知彦

## これまでを振り返って

**こ**れまで、6年間にわたり奄美で活動をしてきて、色々な方からの相談と案件に対応をまいりました。どんな仕事でもそうだと思いますが、同じ案件はなく、関係者の方の思いや状況に応じて対応してきたつもりですが、振り返れば、うまくいったと思うこともあれば、もっとこうできたのではないかと思うこともあります。いずれにしても奄美支所を地域の中である程度の存在感をもって運営できたのは、地域の皆様のおかげです。年々、仕事の量も増え、体制の拡充が必要ではないかと感じるようになってきました。今後も、地域の皆様とのコミュニケーションを大切に、地域から頼りにされる事務所になれるよう尽力してまいりたいと考えております。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士  
岩本 朗

## マラソン大会の再開

**新**型コロナウイルスの第5波の流行がようやく終息したことをふまえて、これまで中止やオンライン開催となっていたマラソン大会がいくつか開催される状況になりました。私も2020年度は結局一度もフルマラソンを走らずに終わってしまいましたが、今年度は、2021年12月に奈良マラソン、2022年2月に大阪マラソンに出走できることになりました。2020年2月の泉州国際マラソンからのプランクがあり、果たして完走できるのか不安もありますが、感染対策を十分とりつつ、再び大会を走れる喜びをかみしめて参加してきます。皆様が本稿を目にされるころには、奈良マラソンを完走した喜びに浸っている予定です。



弁護士  
黒田 祐史

## トランポリン

**今**年の夏は、緊急事態宣言が発出されており、中々家から出ることが限られてしまいました。

そこで我が家は、運動不足解消にトランポリンを購入しました。NASAの調査によると、トランポリンのジャンプ運動はジョギングと比べると運動効率は68%も高いそうで、実際宇宙飛行士の訓練にも使われているようです。

実際使ってみると、テレビを見ながらでもできるので、気軽に楽しめます。子供も毎日楽しそうに飛び跳ねて遊んでいます。

我が家はこれまで、数々のトレーニング器具を購入してきましたが、残念ながら長続きしたものはありません。。。

今回はどうなるか、1年後またご報告できればと思います。



弁護士  
平林 佳江子

## 日本の外で学ぶこと

**渡**米して約半年がたちました。8月末からロースクールの授業が始まり、毎日予習や課題に追われていますが、やはりいくつになっても「学ぶ」ということはとても幸せなことだなあと感じます。ただ、やはりこちらに来て実感するのは、日本人と他国からの留学生の圧倒的な英語力の差です。それに加えて、JD(主としてアメリカ人学生が行く3年の課程)には他国の留学生で果敢にチャレンジしている人は数多くいるものの、日本人は私も含めてLLM(主として留学生が行く1年の課程)にしかないことに気づかされます。日本の10代・20代の若者に、日本を出て、自分の意見を外国語で発言しディスカッションする能力をつけ世界の状況を体感して学ぶことはとても大事なことだと伝えたいです。

# 本年もよろしくお願ひします



弁護士  
原 正和

## サイクリングを始めました

**サ**イクリングを始めました。家の周りを約20キロ走ることから始め、10月下旬には奈良までサイクリングに行ってきました。徒歩では行けないところまで行け、車では気づかない景色を見られ、普段はなかなか行かない場所で昼食を食べるというサイクリングの醍醐味を楽しんでおります。堤防沿いをサイクリングする人達の多くはロードバイクに乗っていて、私もロードバイクにしたら良かったかもとちょっと後悔したのですが、買ったばかりのクロスバイクを十分乗りきってから、ロードバイクに乗りかえようと考えております。歩行者の方に迷惑をかけないように安全運転を第一としつつ、週末サイクリングを楽しみたいと思います。なお、当面の目標は嵐山への往復で、その次は琵琶湖1周です。



弁護士  
室谷 悠子

## カブトムシと暮らす日々

**娘**の「カブトムシください」のひとつで、明石公園からやってきたカブトムシたち。夜中に大騒ぎしていましたが、成虫で生きられる期間は短く、夏の終わりにはみな亡くなりました。小さなケースに閉じ込めた罪の意識も感じつつ過ごすこと2か月ちょっと、親指ほどの丸々した幼虫が3匹も転がっているのを発見！慌てて昆虫用の腐葉土を足しました。初夏までの長い月日を彼らは我が家で生き抜けるのか。ケースを見るたび不安な日々です。

無事に羽化したら父母の故郷に返してあげたいけれど、実は明石公園は、今、環境整備の名目で雑木林を大量伐採中。都市の人にとっても、そこに棲むものたちにとっても、大切な場所として残せないか動いてる人がおり、応援できる方法を考えています。



弁護士  
池田 健人

## 一手間の重要性

**外**食できない日が続く中、「家で美味しい焼肉を焼く」ことにチャレンジしました。なるべく「本物」に近づけるべく、良い食材や調理器具を準備しましたが、結果は惨敗でした。

敗因分析をしていた時、ふとある事が脳裏をよぎりました。「焼肉店では最初からタレor塩の下味を選んでるような…」

そうです。焼肉店の肉には下味が付いているのです。そのことに気づいてから研究を重ね、ついに焼肉店と遜色ない味を再現することに成功しました。

下味を付けるのは手間がかかりますが、その手間を惜しんではいけません。

これは弁護士業務にも通することです。良い結果のためには、判例や文献の調査を怠ってはなりません。

「何事も一手間を惜しんではいけない」ということを再認識しました。



弁護士  
石飛 優子

## 尋問集中月間

**証**人(本人)尋問という手続きをご存知でしょうか。

事件の当事者や関係者が法廷で証言することよりその供述内容を証拠とする手続きで、通常、訴訟の終盤に行われます(行われない事件もあります)。

供述や証拠の信用性を裁判所に示し、相手の証拠の信用性を弾劾する、裁判の中では、最もドラスティックな手続なのですが、事件記録の読み返し、尋問事項の検討、尋問練習、本番と、入念な準備が欠かせません。

尋問手続は各弁護士、年に3、4回くらいあるのが平均的ではないかと思いますが、私は、昨年9月から11月の2ヶ月だけで5回の尋問(合計11名)が集中しました。

大変でしたが、集中したことで振り返りもでき、スキルアップにつながったのではないかと期待しています。



弁護士  
杉田 峻介

## 選手名鑑

**大**学同期の十数人のグループのリーダー的存在の友人が結婚式を挙げることに。国内外各地にいる仲間、余興や贈り物の準備を進めました。

その友人(プロ野球好き)が、卒業時に、メンバーのデータを収録した見事な「プロ野球選手名鑑」を作ってくれたのですが、今回、贈り物として皆で「選手名鑑2021」を作成。今回は皆で自分の選手データを執筆、近況になぞらえた「ポジション」は「健康安全課長」「ガーディアン」「気象予報班班長」その他様々に。選手紹介コメントの内容も、今の家庭での地位、仕事や子育ての苦労などがユニークに反映された、読むだけで笑ってしまう内容になりました。

友人には大変喜ばれましたが、仲間の近況が詰まった選手名鑑、将来もまた皆で作りたいと思います。



弁護士  
中江 友紀

## 脱プラへの第1歩

**最**近、脱プラへの第1歩を踏み出しました。具体的には、ペットボトル入りの飲料水と炭酸水の定期購入をやめ、水道直結式の給水スタンドと家庭用ソーダメーカーに置き換えました。

同じように飲料水を定期購入されている方にはおわかりいただけるかと思いますが、一世帯から排出される空ペットボトルの排出量は、目に見えて相当な量になります。これを私以外の世帯も排出し、それが日本全国、世界全体でも同じように排出しているとすれば…と考えると居ても立っても居られなくなり、直ちに行動に移しました。

きっかけややり方は様々あり得ますが、プラスチックごみの削減は、一人一人の小さな1歩が全体としての大きな1歩に繋がります。取り組み第2歩目ご報告できるように、脱プラのアイデアを日々模索していきたいと思っています。

## パートナー就任のご挨拶



弁護士 黒田 祐史

2021年4月より、パートナー（社員弁護士）に就任致しました。

弁護士になって丸9年、あすなる法律事務所に入所してから丸4年、中小企業法務・保険法務・家事事件法務を主軸として、幅広い分野において充実した経験を積むことができました。

これもひとえに、これまでご縁のあった皆様からのご支援によるものであると、心より御礼申し上げます。

これまで以上に研鑽を積み重ね、皆様のご期待により一層浴えるよう努力して参るとともに、当事務所が皆様により一層応援して頂ける事務所になるよう、微力ながら尽力して参る所存です。

今後とも倍旧のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

## 退所のご挨拶



弁護士 満村 和樹

2021年10月31日をもちまして、あすなる法律事務所を退所いたしました。在職中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

約2年の在職期間と短い間ではありましたが、大阪を中心に着実に実績を積み重ねているこのあすなる法律事務所において、弁護士として仕事をさせていただいたことは、私にとって非常に貴重な経験となりました。

現在、私は、大阪市内で新事務所を設立し、インターネット関係紛争を中心に弁護士業務を行っております。新しい時代を創る法律実務家を目指して奮闘していく所存でございます。

末筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

### JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて

グラスゴーで昨年11月に行われたCOP26では、世界の気温上昇を1.5度以内に抑えることや石炭火力発電の段階的削減が世界共通の目標になりました。日本は2030年までにCO<sub>2</sub>を46%削減。これは大変なチャレンジです。

しかし、石炭火力発電が残る日本は、産業構造の変革が世界に遅れ、このままでは世界の公害国となり、経済も沈没してしまいかねません。やってるふりでの問題の先送りは、コロナ対策同様に事態をますます悪化させます。

技術的イノベーションは大事ですが、制度や生活スタイルを変える市民力はさらに重要です。気候変動対策に関わる専門的NGOの活動支援（「みどりの遺言」など）もまた市民の選択肢です。



奄美大島 嘉徳浜

 **お知らせ** 当事務所(大阪・奄美)は、1月5日(水)から平常通り業務を開始いたします。 